

福井県産業人材U・Iターン促進事業 人材紹介会社登録要領

(目的)

第1条 福井県産業人材U・Iターン促進事業（以下「本事業」という。）において、連携する人材紹介会社の登録について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 県内企業

福井県内に事業所を有する事業主（個人事業主を含む。）をいう。

(2) 登録人材紹介会社

職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業者で、この要領により登録を受けた事業者をいう。

(3) 産業人材

次に掲げる条件をすべて満たす者をいう。

① 県内企業が求める専門的な技術、技能、知識、ノウハウ、実務経験または指導経験を有すること

② 県外に居住していた者が、県内企業への入社に伴い県内市町に転入すること

(登録の基準)

第3条 登録人材紹介会社は、次に掲げる条件をすべて満たす人材紹介会社とする。

- 1 法第30条第1項に規定する有料職業紹介事業の許可を受けていること
- 2 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある法人でないこと
- 3 福井県産業労働部労働政策課との連絡調整が円滑にできること

(登録の条件)

第4条 第5条に規定する人材紹介会社登録申請書を提出する際には、次の条件を承諾するものとする。

- (1) 本事業の趣旨を理解した上で、県内企業に対して産業人材の紹介を行うこと

- (2) 産業人材に関する職業紹介の状況について、知事に報告すること
- (3) 自社のホームページを運営している場合は、当該ホームページに知事が指定するホームページのリンクを貼付すること
- (4) 業務上知り得た情報は、開示、漏えい、または本事業以外の用途に使用しないこと

(登録の方法)

第5条 本事業の趣旨に賛同し、産業人材を紹介する人材紹介会社は、人材紹介会社登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 有料職業紹介事業者の概要がわかるもの（パンフレットなど）
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(変更届)

第6条 登録人材紹介会社は次に掲げる事項の変更があった場合は、変更届（様式第3号）により、速やかに知事に届け出るものとする。

- (1) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新を受けた場合
- (2) 法第32条の7に規定する変更の届出をした場合

(登録の取り下げ)

第7条 登録人材紹介会社が登録削除を希望する場合は、登録取り下げ届（様式第4号）により、速やかに知事に届け出るものとする。

(登録の抹消)

第8条 次のいずれかに該当するときは、知事は登録人材紹介会社の登録を取り消すことができる。

- (1) 法第32条の9に規定する許可の取消があったとき
- (2) 事業の実施にあたり、偽りその他不正な行為があったとき
- (3) その他知事が登録の抹消を相当と認めるとき

(登録の有効期間)

第9条 登録の有効期間は、登録のあった日（以下「登録日」という。）から当該登録日の属する年度末までとする。ただし、第7条による登録の取り下げがあったときまたは第8条による登録の抹消があったときは、当該取り下げ日または抹消日の翌日に失効する。

(指導監督)

第10条 知事は、この登録に関する事項について、必要に応じ、登録人材紹介会社に対して報告を求めることができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、登録に関して必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成29年3月9日から施行する。

附則

この要領は、平成30年5月24日から施行する。